

まにわ  
社協だより 2020年2月号

# 地域での暮らしを 支える訪問介護

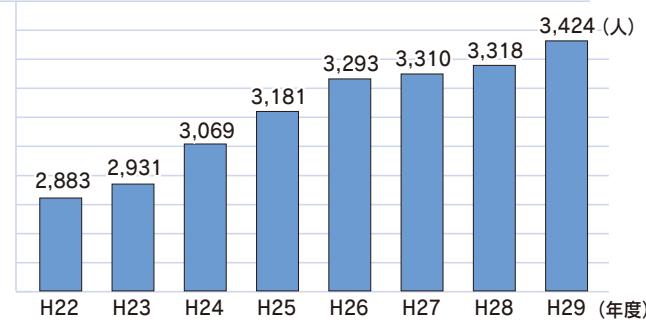


↑入浴前の血圧測定を受ける大西美弥子さんとヘルパー(川上)

## 高まる介護ニーズに応える

真庭市の高齢化率は、平成31年4月38.1%となり、今後も上昇していくことが見込まれています。また、介護保険サービスを利用する際の介護の必要度を示す「要介護認定」で認定を受けた人の割合も緩やかに上昇しており、「住み慣れた地域での安心した生活」を支えるために、介護保険サービスはますます重要になることが考えられます。

【要介護等認定者数の推移】



第7期真庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年3月)より

真庭市社協では、地域の介護ニーズに応えるため、落合に南事業所、湯原に北事業所を配置し、市内全域で介護サービスを提供しています。

12月現在、訪問介護南・北事業所は、258名のご利用があります。なかでも蒜山地域では唯一の訪問介護事業所です。訪問介護では、食事・入浴・排泄などの「身体介助」、掃除・洗濯・調理などの「生活援助」を提供しています。

### ご利用者の“ありがとう”

いつも良くしてもらって、感謝しかないです。足が悪いけど、ひとりじゃ風呂に入れんけんな。本当に助かっています。

(息子さんより)

「社協」がどんなところかわからなかつたけれど、母の介護などの必要がでてきて大切な所だという事が分かつた。母は、まだ頭はしゃんとしてるし、ヘルパーさんの支援も受けながら自宅での生活を支えていきたいと思います。

## 第三次地域福祉活動計画 見直しの概要

### 【基本方針】

真庭市の地域福祉推進の中心的機関として「住民参加」「住民主体」の原則に基づき、すべての市民が、住み慣れた場所で、穏やかで、心豊かに暮らせる地域づくりをめざします。

### 【基本目標】

- 一 住民参加活動の推進
- 二 個別支援活動の推進
- 三 地域福祉推進のための環境整備

真庭市社会福祉協議会では、第三次地域福祉活動計画（平成29年からの5年計画）の見直しを進めています。本計画が策定され3年が経過しましたが、その間新たな生活課題が見えてきました。経済的な貧困やひきこもりなど、地域で生活することの困難さがあり、また孤立や虐待、権利侵害等の生活課題も深刻になっています。このようないくつかの理由で、次のように事業を進めています。

#### ○生活困窮者の支援

経済的に困られている方等に対し、社協としての支援を考え、関係機関と連携しながら自立に向け支援を行います。

#### ○ひきこもり対策

ひきこもりへの理解を深めるため学びの場を開催します。

地区社協・民生委員児童委員・福祉委員などの福祉関係者や地域住民に呼びかけ、年3回の勉強会を行います。

また、身近な相談窓口として実施している「ふくし巡回相談」の充実をはかり困りごとの相談支援をしていきます。

助けあい会議や相談支援から見えてきたニーズや課題の解決に向けて、アウトリーチ活動を強化し関係機関と連携しながら個別支援へ取り組んでいきます。

#### ○住民の権利擁護体制の推進

「日常生活自立支援事業」や「法人後見事業」に継続して取り組み、判断能力が低下した方の権利が守られ地域で安心して生活できるよう支援を行います。

## 高まる 「そのらしさ」を支える 権利擁護の必要性

### 「そのらしさ」を支える 権利擁護の必要性

認知症や知的・精神に障害があり、判断能力に低下がある人にとって、「自分らしい暮らし」を実現するためにサポートが必要です。

真庭市社協では、「日常生活自立支援事業」「法人後見事業」を実施し支援しています。

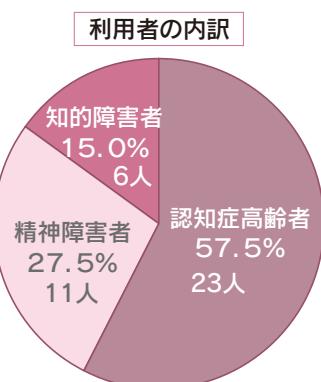
#### 日常生活自立支援事業

自分一人で福祉サービス等の契約について判断することが不安な方や、お金の管理に困っている方などが利用できるサービスです。

認知症、知的・精神障害などで判断能力が不十分な方を対象とした事業で、真庭市では、12月現在、40人の利用があります。利用者の内訳をみると、認知症高齢者の割合が最も

#### 成年後見制度

精神上の障害によって判断能力が十分でない方を対象にしており、判断能力に応じて後見人を家庭裁判所が選びます。援助内容は、財産管理や福祉サービスの契約などの法律行為をすることがあります。真庭市社協では、社協が後見人となる「法人後見」を平成29年度から実施しています。現在7件を受任しています。



真庭市は、今後も高齢化率の上昇が見込まれています。認知症等により判断能力が低下した方の介護保険や障害サービスの利用をお手伝いする権利擁護の必要性が高まることことが予想されます。

詳しくは、真庭市社協本所または各支所にお尋ねください。



## 美甘地区 社協だより 「きずな」発行



美甘地区社協では平成25年度から、地区社協活動について地域の方に知つてもらおうと、地区社協だより「きずな」を発行しています。年1回、1月1日に発行し、美甘地域全戸に配布しています。

広報委員は、地区社協役員8名で構成しています。年に3回から4回集まり、掲載内容や構成等について話し合います。掲載記事の作成や写真撮影を各委員が分担し、誌面作りをしています。

内容は、地区社協の赤ちゃん誕生を祝福する訪問活動の紹介や社協美甘支所の行う配食サービス事業の他、ふれあい・いきいきサロン活動の様子を紹介するなど、身近な情報の掲載を心掛けています。



↑4頁、カラー刷りです。

広報委員の山岡宏光さん（地区社協会長）にお話を伺いました。

**問 広報委員をされていかがでしたか？**

**答 広報委員からたくさん意見が出で、掲載内容を決めるだけでなく、意見交換の場にもなりよかったです。**

**問 出来上がった感想は？**

**答 誌面づくりに携わり、今まで分からなかつた地区社協活動の内容について、少しだけ分かたつようになります。**

**問 今後はどんな内容を掲載していきたいですか？**

**答 これからも地区社協活動を地域の方に紹介する他、救急医療情報のキットや貸し出し車両など、真庭市社協の事業も取り入れていき、地域の方に役立つ広報誌にしていきたいと思います。**

## 福祉車両 (車イス仕様車)

（）利用ください。

### 利用手続き

利用日の1ヶ月前から予約可能です。お近くの社協本所・支所に、車両の空き状況をお問い合わせのうえ、車両利用申込書をご提出ください。

車両の操作説明、貸出と返却は、車両を保有している本所・支所で行います。

\*車両利用申込書は社協支所に準備しています。社協ホームページにも掲載しています。

### 利用にあたって

使用した燃料費を負担いただきます。車両返却時の給油と清掃、運行日誌の記入をお願いしています。



### 利用対象者

県内または貸出支所、本所を起点とし、片道50kmの範囲内でご利用可能です。

また、連続利用は4日間可能ですが、車両数の関係上、必要日数での利用をお願いしています。

### 利用範囲

・車イス使用者の家族  
・車イス使用者を移送するボランティア



↑軽自動車 N-BOX (八束支所保有)

### 広報担当の つぶやき

春の気配を感じ始める「立春」。2020年は2月4日ですが、うるう年の関係で、2021年は2月3日が立春になるそうです。暖かい春が待ち遠しいですね。



真庭市社協HP